

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市下金倉瓢池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）
晩田地区）を行うことについて平成20年7月2日認可した。

平成20年7月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀